

平成26年第5回臨時会

小清水町議会会議録

平成26年第5回小清水町議会臨時会会議録

○議事日程（第1号）

平成26年5月29日（木曜日） 午前9時30分開会

- 第 1 会議録署名議員の指名について
- 第 2 会期の決定について  
(議長諸報告について)
- 第 3 承認第 1号 専決処分した事件の承認について（平成25年度小清水町一般会計補正予算  
(第9号)）
- 第 4 議案第34号 小清水町国民健康保険条例の一部を改正する条例制定について
- 第 5 議案第35号 平成26年度小清水町一般会計補正予算（第1号）について
- 第 6 議案第36号 特別養護老人ホーム建設工事（建築主体）にかかる契約の締結について
- 第 7 議案第37号 特別養護老人ホーム建設工事（機械設備）にかかる契約の締結について
- 第 8 議案第38号 特別養護老人ホーム建設工事（電気設備）にかかる契約の締結について
- 第 9 議案第39号 止別公民館整備工事（建築主体）にかかる契約の締結について
- 第10 議案第40号 スクールバス車庫整備工事にかかる契約の締結について

○出席議員（10名）

1番	林	幸雄	君	2番	大石	誠示	君
3番	下平	正吾	君	4番	森	浩	君
5番	八木	勝正	君	6番	槻間	善高	君
7番	工藤	孝一	君	8番	高橋	隆文	君
9番	遠藤	満夫	君	10番	坂田	秀昭	君

○地方自治法第121条の規定により、本議会に出席を求めた者

小清水町長	林直樹君
小清水町代表監査委員	中島正喜君

○委任を受け出席した者

副町長	森田明君
総務課長	権藤結君
企画財政課長	金原武浩君
保健福祉課長	鈴木祐之君
建設課長	服部隆文君
愛寿苑長	横田秀昭君
教 育 長	渡邊 等君
生涯学習課長	瀧口 顕君
監査委員事務局長	中野也寸志君

○本会議の事務に従事した者

議会事務局長	中野也寸志君
書 記	細川ひろみ君

◎開会の宣言

○議長（坂田秀昭君）ただ今から、平成26年第5回町議会臨時会を開会いたします。

（開会 午前9時30分）

◎開議の宣告

○議長（坂田秀昭君）直ちに、本日の会議を開きます。

◎会議録署名議員の指名について

○議長（坂田秀昭君）日程第1、本日の会議録署名議員は

4番 森 浩 議員                      7番 工 藤 孝 一 議員

を指名いたします。

◎会期の決定について

○議長（坂田秀昭君）日程第2、会期の決定について、議会運営委員会の報告を求めます。

遠藤満夫議会運営委員長。

○議会運営委員長（遠藤満夫君）本日の議会運営委員会を開催しまして、検討いたしましたところ、会期を今日1日と決定をしたところです。

以上、報告といたします。

○議長（坂田秀昭君）議会運営委員長の報告は会期1日であります。

これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶものあり）

○議長（坂田秀昭君）ご異議ないものと認めます。

よって、会期を本日1日と決定いたします。

◎議長諸報告について

○議長（坂田秀昭君）本日の会議に関する諸報告を中野事務局長から報告させます。

○事務局長（中野也寸志君）諸般の報告をいたします。

本日の会議出席議員数は10名でございます。

本日の会議に関する説明員の出席につきましては、報告書を配付しております。

本日の議案に関わる説明資料につきましては、事前配付に関わるもの以外に入札及び契約状況表を配付しております。

以上で諸般の報告を終わります。

○議長（坂田秀昭君）町長から挨拶がございます。

林町長。

○町長（林直樹君）おはようございます。開会にあたりまして、一言ご挨拶申し上げます。

本日は、平成26年小清水町議会第5回臨時会を招集いたしましたところ、議員の皆さまには、公私とも何かとご多用の中、全員のご応召を賜りまして、ここに臨時会が開会できますことを心から感謝申し上げます。

また、新年度に入りまして各委員会を開催されるなど、所管事項等について熱心なお取り組みをいただいております。調査・研究された政策課題等につきましては、町政運営上の貴重な情報として様々な機会を通じ、ご指導くださいますようお願い申し上げます。

さて、本日の臨時会には、専決処分した事件の承認1件、国民健康保険条例の一部改正1件、補正予算は、一定の所得以下の人や子育て世帯に現金を給付する国の臨時給付金給付事業費などの一般会計補正予算1件、契約の締結は特別養護老人ホーム建築主体工事など5件、合わせて8件をご提案させていただきますので、よろしくご審議を賜りまして、原案にご協賛下さいますようお願い申し上げます、簡単でございますが、お礼を兼ねまして挨拶といたします。

#### ◎承認第1号

○議長（坂田秀昭君）日程第3、承認第1号、専決処分した事件の承認について（平成25年度小清水町一般会計補正予算（第9号））を議題といたします。

説明を求めます。

金原企画財政課長。

○企画財政課長（金原武浩君）ただ今上程されました承認第1号、専決処分した事件の承認について、平成25年度小清水町一般会計補正予算（第9号）をご説明申し上げます。

議案書の4ページをお願いいたします。

例年にない大雪となった平成25年度の冬期間において、1月下旬から3月中旬までにかけては低気圧が断続的に通過し例年を上回る降雪が続いたことと、特に3月に猛威をふるった爆弾低気圧にあっては、降雪ばかりでなく風雪による吹きだまりによる交通障害が続くなどが原因となり、除排雪費用に不足を生じることとなったため、補正予算第9号において、その所要額を追加計上したものでございます。

補正予算の内容ですが、歳出予算は、8款土木費、2項道路橋梁費、2目道路新設改良維持費の町道管理業務委託料に、歳入予算は、9款地方交付税にそれぞれ2千328万9千円を追加し、歳入歳出予算の総額を49億2千335万5千円としたものでございます。

以上、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分をさせていただきましたので、ご審議の上ご承認くださいますようお願い申し上げます。

○議長（坂田秀昭君）質疑を受けます。ございませんか。

（「なし」と呼ぶものあり）

○議長（坂田秀昭君）質疑を終結いたします。

討論を行います。

（「なし」と呼ぶものあり）

○議長（坂田秀昭君）討論を終結いたします。

承認第1号、採決いたします。

原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶものあり）

○議長（坂田秀昭君）ご異議ないものと認めます。

よって、承認第1号、原案のとおり承認することに決定いたしました。

#### ◎議案第34号

○議長（坂田秀昭君）日程第4、議案第34号、小清水町国民健康保険条例の一部を改正する条例制定についてを議題といたします。

説明を求めます。

鈴木保健福祉課長。

○保健福祉課長（鈴木祐之君）ただ今上程されました議案第34号、小清水町国民健康保険条例の一部を改正する条例制定についてご説明申し上げます。

本条例につきましては、国民健康保険法施行令の一部を改正する政令が本年4月1日から施行されましたことから、本町におきましても、政令に準じ所要の改正を行うものであります。

条例改正の内容でございますが、国民健康保険料の賦課額の内、後期高齢者支援金等賦課額及び介護納付金賦課額における限度額をそれぞれ引き上げるとともに、保険料の減額措置の対象とする世帯の所得判定基準を緩和し、中低所得者層における保険料の負担軽減を拡大する措置を講じるものであります。

別途お配りしております新旧対照表の2ページ、中段をご覧ください。

第17条の6の12は、後期高齢者支援金等賦課額について、第17条の12は、介護納付金賦課額について、それぞれ引き上げ後の限度額を規定し、第24条は、被保険者均等割額及び世帯別平等割額を軽減する所得判定基準を定めるもので、次のページになります。第1項第2号では、5割軽減の判定所得の算定に世帯主を含め、単身世帯も対象とする拡大措置を、第3号では、2割軽減において被保険者に乗ずる金額を引き上げ、軽減を拡大する措置について規定するとともに、第3項及び次のページの第4項で、後期高齢者支援金等及び介護納付金賦課額への準用規定における限度額を改正するものであります。

なお、その他の軽微な文言の修正につきましては、引用する各法の法令番号を追加、法令名の修正等を合わせて改正するものであります。

最後に、附則でございますが、第1項の施行期日は、条例改正の適用日を平成26年4月1日とし、第2項の適用区分は、平成26年度の保険料から改正条例を適用することとするものであります。

以上で説明を終わります。よろしくご審議を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（坂田秀昭君）質疑を受けます。

7番、工藤孝一議員。

○7番（工藤孝一君）国民健康保険条例の一部改正ということで、後期高齢者分と支援金分と介護納付金の限度額の値上げについては、被保険者の中間所得者層あるいはそれ以下の方の軽減になるという説明でありましたが、これによる限度額が増加する戸数、世帯数というのはどの程度の世帯になるか。

なお、合わせて均等割、平等割については例年、年度ごとに額が変動しているかと思うのですが、今後の均等割、平等割額についても教えていただきたいと思えます。

○議長（坂田秀昭君）答弁を求めます。

鈴木保健福祉課長。

○保健福祉課長（鈴木祐之君）まずはじめに、限度額超過の対象となる世帯数ですが、26年度の今、賦課算定をしている中で、試算ではじいた数字が165世帯が限度額超過となる世帯となっております。これは医療給付費と後期高齢者支援金合わせたいわゆる基本的な保険料の部分です。

それと40歳以上の介護納付金等の対象の部分になりますが、165世帯の内数になりますが、限度額超過が36世帯になると試算をしております。

次に、今後の平等割等の推移であります。例年被保険者及び世帯数の減少が続いております。25年度に比べ、26年度の世帯数が31世帯減となる見込みでありますので、その分の平等割等の収入額が減ってくるというかたちになると考えております。

以上です。

○議長（坂田秀昭君）よろしいですか。

7番、工藤孝一議員。

○7番（工藤孝一君）今、ご説明ありましたが、世帯数が減ることによって負担金額が減るとは思えないんですが、もう一度説明をいただければ。

総保険料の平等割は、負担割合は10パーセントですよね。それを世帯数で割るという方式ではないのですか。総世帯数が減れば、総保険料にしろる10パーセント金額に対する一世帯当たりの保険料、これ世帯が減れば上がると考えますが、いかがでしょうか。

○議長（坂田秀昭君）暫時休憩します。

休憩 午前 9時48分  
再開 午前 9時48分

○議長（坂田秀昭君）休憩前に引き続き再開いたします。

鈴木保健福祉課長。

○保健福祉課長（鈴木祐之君）均等割、平等割、保険料算定に求める額を世帯数等で割り返すと、26年の算定上は、実際には増えるかたちになりますが、26年度は当初より5千万円の負担軽減措置を一般会計から補填として繰り入れを計上しておりますので、それを見込んだ保険料算定をかけております。

それに伴いまして、均等割でおよそ5千円程度、平等割で1千円程度の軽減を措置できる試算として、ただ今、国民健康保険料の算定をしているところであります。

以上です。

○議長（坂田秀昭君）よろしいですか。

他に質疑のある方。ございませんか。

（「なし」と呼ぶものあり）

○議長（坂田秀昭君）質疑を終結いたします。

討論を行います。

（「なし」と呼ぶものあり）

○議長（坂田秀昭君）討論を終結いたします。

議案第34号、採決いたします。

原案のとおり決するにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶものあり）

○議長（坂田秀昭君）ご異議ないものと認めます。

よって、議案第34号、原案のとおり可決されました。

#### ◎議案第35号

○議長（坂田秀昭君）日程第5、議案第35号、平成26年度小清水町一般会計補正予算（第1号）についてを議題といたします。

説明を求めます。

金原企画財政課長。

○企画財政課長（金原武浩君）ただ今、上程されました議案第35号、平成26年度小清水町一般会計補正予算（第1号）についてご説明申し上げます。

議案書13ページをお願いいたします。

歳入歳出予算の補正ですが、歳入歳出予算の総額にそれぞれ2千442万1千円を追加し、歳入歳出予算の総額を51億6千242万1千円とするものでございます。

議案書18ページ及び主要施策調をご覧ください。

はじめに、歳出予算では、2款総務費、1項6目企画広報費で、公共施設等の総合的かつ計画的な管理の推進に関し、公共施設等総合管理計画の策定指針が本年4月に総務省より示されたことから、指針に基づく計画搭載項目に関し、まちづくり基本構想に反映させるべく、業務仕様の追加を行うこととし業務委託料164万2千円追加、3款民生費は、1項1目社会福祉総務費で、消費税率引き上げに際し、一つ目としては低所得者に対する適切な配慮として実施する臨時福祉給付金、二つ目としては、子育て世帯への影響を緩和する臨時的な給付措置として実施する子育て世帯臨時特例給付金について、各給付金支給に係る事務費を含め総額2千277万9千円を追加するものです。

次に歳入予算ですが、議案書16ページにお戻り下さい。

13款国庫支出金、2項1目民生費国庫補助金において、歳出でご説明いたしました各臨時給付金給付事業に対する補助金として、歳出予算同額の2千277万9千円を追加、その他財源調整分といたしまして、18款繰越金で164万2千円を追加計上するものです。

以上で説明を終わります。よろしくご審議を賜りますよう、お願い申し上げます。

○議長（坂田秀昭君）質疑を受けます。

3番、下平正吾議員。

○3番（下平正吾君）2点ほどお聞きしたいのですが、まず1点、財源調整で164万2千円を繰越金でみたということでありますけども、5月末きて、昨年度の決算額が、繰り越しなされる額がでてきてるのではないかと感じてますけども、どのくらい見込んでいるのかということが1点。

それから、まちづくり基本構想は、策定業務委託をするときに、どのような運びで今後進めていくのか、例えば、会議体をもつとか、どういうところにはかって進めるとか、そういう進め方について、お聞きしたいと思いますのでよろしくお願ひします。

○議長（坂田秀昭君）答弁を求めます。

金原企画財政課長。

○企画財政課長（金原武浩君）はじめに財源調整としての繰越金の関係です。

平成25年度の決算見込ということですが、5月31日の出納整理期間を前に、5月1日を基準日としまして、財政課サイドの方で、繰越金、決算余剰額の算定をしているところです。

数字を細かく申し上げますけども、交付税の留保額、これが8千201万4千円。

現年度の歳入超過分、これが3千274万8千円。

現年度の歳出不要額、これが1億2千839万5千円。

平成24年度の繰越明許費の不要額、これが1千362万6千円。

ただいま申し上げました項目の合計につきましては、2億5千678万3千円となります。

この合計額から、平成26年度繰越事業にかかる一般財源相当分、これが5千521万7千円。

これを先程の合計から差し引いた、2億156万6千円を平成26年度の繰越見込額として推計しているところです。

従いまして、平成26年度の投資予算で計上しております、繰越額7千万円を、差し引いた1億3千156万6千円、これを留保財源と推計しているところです。

先程申し上げましたとおり、5月31日出納整理期間をもちまして、決算額確定となりますが、医療費等の特殊事情の歳出の他、あまり歳入歳出変化はないものと考えていますので、ただ今ご説明申し上げました、繰越予定額に大きな差異はないものということで財政サイドの者としては判断しているところですので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

次に二つ目のまちづくり基本構想の今後の進め方ということのご質問でございます。

先程、歳出予算の関係でご説明申し上げましたとおり、総務省から公共施設等の総合的な管理計画、これを策定しなさいということで、4月22日に総務省から、各町村に対して要請がでております。その中にまちづくり基本構想と一部ラップする項目がありましたことから、追加して、今回160万なにがし追加させいただいているところです。

下平議員からご質問のありました進め方ということですが、まず、業者の方に全体的な基本構想の柱の部分、コストの部分だとか、将来にわたっての管理経費だとかを含めて、全部調査してもらった中で、庁舎内において、まちづくり推進協議会というものをつくりながら、全町横断的な部分の体制、それが正式名称となるかどうかわかりませんが、そういう組織を設置した中で、全町横断的な意思統一をおこなった上で、町民に対して、こういう基本計画を策定しますよ、ということ聞き取り、説明をした中で、最終的に3月末までには基本構想を取りまとめたいというようなスケジュールで考えておりますのでご理解たまわりたいと思ひます。

以上です。

○議長（坂田秀昭君）よろしいですか。他に質疑のある方。

（「なし」と呼ぶものあり）

○議長（坂田秀昭君）質疑を終結いたします。



討論を行います。

(「なし」と呼ぶものあり)

○議長(坂田秀昭君) 討論を終結いたします。

議案第35号、採決いたします。

原案のとおり決するにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶものあり)

○議長(坂田秀昭君) ご異議ないものと認めます。

よって、議案第35号、原案のとおり可決されました。

#### ◎議案第36号乃至議案第38号

○議長(坂田秀昭君) 日程第6、議案第36号乃至日程第8、議案第38号、特別養護老人ホーム建設工事(建築主体)にかかる契約の締結について、特別養護老人ホーム建設工事(機械設備)にかかる契約の締結について、特別養護老人ホーム建設工事(電気設備)にかかる契約の締結についてを一括して議題といたします。

説明を求めます。

服部建設課長。

○建設課長(服部隆文君) ただ今、上程されました議案第36号、特別養護老人ホーム建設工事(建築主体)、議案第37号、特別養護老人ホーム建設工事(機械設備)、議案第38号、特別養護老人ホーム建設工事(電気設備)にかかる契約の締結について一括してご説明申し上げます。

この3件の工事にかかる入札につきましては、平成26年5月26日、地方自治法施行令第167条第1項第1号の規定による指名競争入札を行い、議案第36号 建築主体工事につきましては、お手元に配付してございます、入札及び契約状況表番号1のとおり、1回目の入札で、北興・斜里・西村特定建設工事共同企業体が9億2千万円、消費税込金額9億9千360万円で落札し、議案第37号、機械設備工事につきましては、入札及び契約状況表番号2のとおり2回目の入札で、東海林・三光特定建設工事共同企業体が、3億2千200万円、消費税込金額3億4千776万円で落札し、議案第38号、電気設備工事につきましては、入札及び契約状況表番号3のとおり1回目の入札で、富樫・エスケー特定建設工事共同企業体が、1億7千350万円、消費税込金額1億8千738万円で落札したものであり、地方自治法第96条第1項第5号の規定により議会の議決を求めるものでございます。

よろしくご審議を賜りますようお願いいたします。

○議長(坂田秀昭君) 質疑を受けます。

3番、下平正吾議員。

○3番(下平正吾君) 2点ほどお聞きしたいと思います。

まず1点は、それぞれの建設にあたって、現場監督というか施工管理者は、入札業者が施工管理者を別に定めるのか、それとも発注者の町が施工管理者を決めるのか、その辺が分からないので教えて欲しいのと、その施工管理者というのは、この事業を始めるときの設計者がなっているのか、その辺をお聞きしたいのと、業者が施工管理者を定めているのであれば、その金銭は業者がみているのか、発注者がみているか、その辺を含めて教えていただきたいと思います。よろしく願いいたします。

○議長(坂田秀昭君) 答弁を求めます。

服部建設課長。

○建設課長(服部隆文君) 今回の工事あたりましては、工事の施工管理業務ということで、別途発注しております。

発注にあたりましては、指名競争入札によりまして、工事と同日付平成26年5月26日に入札を執行し、株式会社ドーコンが消費税込金額1千404万円で落札しております。

ちなみに設計業者も株式会社ドーコンです。

以上です。

○議長（坂田秀昭君）3番、下平正吾議員。

○3番（下平正吾君）その辺はわかったんですけども、その施工管理者は常に工事中に、一緒にいるのかいなくてもいいのか、検査がある時だけ来ればいいのか、その辺をお聞きします。

○議長（坂田秀昭君）答弁を求めます。

服部建設課長。

○建設課長（服部隆文君）施工管理におきましては、全面的に業者に委ねるのではなく、町の技術者と一緒の形で、管理していくことになります。

今回発注しました施工管理の部分につきましては、例えば現場でのチェックが必要になった場合、後は設計書上の色々な確認ということで、常に常駐しているわけではなく、必要に応じて現場に来ていただいて管理をするということになっています。

以上です。

○議長（坂田秀昭君）3番、下平正吾議員。

○3番（下平正吾君）必要に応じてとは非常に抽象的なんですけども、どういう時が必要に応じてなのか分からないし、特に施工管理がきちっとされていないと、出来上がった時に引き受けて、建物に不備があったとか、例えば極端な話は、その不備によって怪我をしたとかの問題が出てきた時に非常に困るので、やはり施工管理者というのは金額は別として、できるかぎり見ていただくというようにしてもらいたい。

悪くいえば、施工の途中でいろんな事がおきても、管理者がいなかったとか、管理者が見ていなかったということがないようにして欲しいと、その辺をお聞きしたいと思います。

○議長（坂田秀昭君）暫時休憩します。

休憩 午前10時00分

再開 午前10時01分

○議長（坂田秀昭君）休憩前に引き続き本会議を再開いたします。

答弁を求めます。

服部建設課長。

○建設課長（服部隆文君）委託しております施工管理業務につきましては、例えば、物品の品質の管理ですとか、施工で立会が必要な場合、その都度来ていただくということになっております。

日々の管理につきましては、町に1級建築士がおりますので、こちらの町の方の持ち分として常に現場で確認していくという方法をとっております。

以上です。

○議長（坂田秀昭君）他に質疑のある方。ございませんか。

（「なし」と呼ぶものあり）

○議長（坂田秀昭君）質疑を終結いたします。

討論を行います。

（「なし」と呼ぶものあり）

○議長（坂田秀昭君）討論を終結いたします。

はじめに、議案第36号、採決いたします。

原案のとおり決するにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶものあり）

○議長（坂田秀昭君）ご異議ないものと認めます。

よって、議案第36号、原案のとおり可決されました。

次に、議案第37号、採決いたします。

原案のとおり決するにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶものあり）

○議長（坂田秀昭君）ご異議ないものと認めます。

よって、議案第37号、原案のとおり可決されました。

次に、議案第38号、採決いたします。

原案のとおり決するにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶものあり）

○議長（坂田秀昭君）ご異議ないものと認めます。

よって、議案第38号、原案のとおり可決されました。

#### ◎議案第39号

○議長（坂田秀昭君）日程第9、議案第39号、止別公民館整備工事（建築主体）にかかる契約の締結についてを議題といたします。

説明を求めます。

服部建設課長。

○建設課長（服部隆文君）ただ今、上程されました議案第39号、止別公民館整備工事（建築主体）にかかる契約の締結についてご説明申し上げます。

この工事にかかる入札につきましては、平成26年5月26日、地方自治法施行令第167条第1項第1号の規定による指名競争入札を行い、お手元に配付してございます入札及び契約状況表の番号4のとおり、落札者がありませんでしたので、地方自治法施行令第167条の2第1項第8号の規定により随意契約することとして、見積合わせを実施いたしました。

その結果、株式会社北興に1億円、消費税込金額1億800万円をもって決定したものであり、地方自治法第96条第1項第5号の規定により議会の議決を求めるものでございます。

なお参考ですが、止別公民館整備工事につきましては、建築主体工事の他、機械設備及び電気設備の工事がありまして、機械設備工事につきましては株式会社東海林設備工業が消費税込金額1千620万円で、電気設備工事につきましては、富樫電気工業株式会社が消費税込金額950万円でそれぞれ落札しております。

以上で説明を終わります。よろしくご審議を賜りますようお願いいたします。

○議長（坂田秀昭君）質疑を受けます。

（「なし」と呼ぶものあり）

○議長（坂田秀昭君）質疑を終結いたします。

討論を行います。

（「なし」と呼ぶものあり）

○議長（坂田秀昭君）討論を終結いたします。

議案第39号、採決いたします。

原案のとおり決するにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶものあり）

○議長（坂田秀昭君）ご異議ないものと認めます。

よって、議案第39号、原案のとおり可決されました。

#### ◎議案第40号

○議長（坂田秀昭君）日程第10、議案第40号、スクールバス車庫整備工事にかかる契約の締結についてを議題といたします。

説明を求めます。

服部建設課長。

○建設課長（服部隆文君）ただ今、上程されました議案第40号、スクールバス車庫整備工事にかかる契約の締結についてご説明申し上げます。

この工事にかかる入札につきましては、平成26年5月26日、地方自治法施行令第167条第1項第1号の規定による指名競争入札を行い、お手元に配付してございます入札及び契約状況表の番号5のとおり、2回目の入札で、株式会社北興が6千800万円、消費税込金額7千344万円をもって落札したものであり、地方自治法第96条第1項第5号の規定により議会の議決を求めるものでございます。よろしくご審議を賜りますようお願いいたします。

○議長（坂田秀昭君）質疑を受けます。

（「なし」と呼ぶものあり）

○議長（坂田秀昭君）質疑を終結いたします。

討論を行います。

（「なし」と呼ぶものあり）

○議長（坂田秀昭君）討論を終結いたします。

議案第40号、採決いたします。

原案のとおり決するにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶものあり）

○議長（坂田秀昭君）ご異議ないものと認めます。

よって、議案第40号、原案のとおり可決されました。

#### ◎閉会の宣告

○議長（坂田秀昭君）以上で、本町議会臨時会に付議された案件の審議は全て終了いたしました。

これをもって、平成26年第5回町議会臨時会を閉会いたします。

慎重審議ありがとうございました。

（閉会 午前10時07分）